

○財務省告示第三十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年一月十二日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四十九回）
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
の法律及びその 図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百一号）第三条第一項並びに
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格

三 振替法の適用

四 発行方法

て得られる価格をその発行価格

方募

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入
 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 決
 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 定
 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競 と
 入 場 も 加 、 た 価 国 定 特 あ 争 争 す
 札 特 の 者 後 格 債 め 別 っ 入 入 る
 発 別 によ り 財 後 競 争 市 る 参 者 財 同 札 札 の
 行 参 行 行 務 後 争 入 場 も 加 者 務 時 行 行 によ
 「 加 行 行 大 行 争 入 札 特 の 者 と 大 に行 いう 行 による
 と 者 行 行 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参加 者 発行 行 以下
 いう 第 II 以下 国 債 市 場 特 別 参加 者 発行 行 以下
 ）。 非 価 格 競

各 申 込 みの うち 応募 価格 の 高い
 も の か ら そ の 応募 額 を 順 次 割 り
 当 て る 。 応募 額 を 案 分 により
 各 国 債 市 場 特 別 参加 者 ごと の 応募
 限 度 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申
 込 み の 応募 額 を 割 り 当 て る 。

十
三

争入札
及び
行場
債特
市者
参加
別非
第Ⅱ
格競
札行
入札
価格
発行
利率
経過
の払
込み

十
四

初
期
利
子

十
五

第
二
期
以
後
の
利
子

十
十
十
八
七
六
九

償還
償還
元金
払金
入札
場所
参加

年○パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込額に追加を第二号に
り算出した金額を第二号に
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 23}{100 \times 365}$$

平成三十年六月二十日を
とし、次式により算出した
金額を支払う。ただし、
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払うこと
とする。及び第十六号にお
する期日について同じ。
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払いし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に
る利率を支払う。
平成三十年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

二十

者

込
期
日

平成
三十
年一
月十
二日